田障第108号の２

令和２年７月30日

障害福祉サービス　法人・団体等　各位

田辺市長 真　砂　充　敏

（公 印 省 略）

新型コロナウィルスへの対応に伴う障害福祉サービス等の在宅支援取扱いについて

平素は、田辺市障害福祉業務につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルスへの対応に伴い、標記の件について、既に令和２年４月20日付田障第108号で通知させていただいておりますが、令和２年９月１日以降の実施にあたり、報告書等を一部変更することといたしました。

つきましては、別紙１～別紙３をご確認の上、今後ご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【別紙】

別紙１　新型コロナウイルスへの対応に伴う障害福祉サービスの在宅支援提供について

別紙２　新型コロナウイルスへの対応に伴う障害福祉サービス等における在宅支援に係る

届出書（令和２年９月１日以降、在宅支援される場合は再度届出をお願いします。）

別紙３　新型コロナウイルスへの対応に伴う障害福祉サービス等在宅支援実施報告書

別紙１～３は令和２年８月中旬に田辺市ＨＰにおいて様式等を更新します。

本取扱いは、今後の国の情勢等を踏まえ、変更等があった場合には、随時通知にてお知らせ致します。

お問い合わせ　田辺市保健福祉部やすらぎ対策課障害福祉室　電話26-4902

別紙１

新型コロナウイルスへの対応に伴う障害福祉サービスの在宅支援提供について

国における臨時的な取扱いの考え方（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い

について（第７報）令和２年５月27日付」

「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第６報）令和２年

　６月19日付」

障害福祉サービス等の提供の継続性の観点から、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能。

上記を踏まえた田辺市の取扱い

１．対象事業所

生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続、就労定着、

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後デイサービス

　　居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

２．対象者

事業所等における支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する者のうち、

在宅支援へ切り替えることについて、利用者本人及び利用者家族の同意が得られた者。

３．在宅支援の実施

（１）届出書及び実施報告書について

在宅支援を実施する事業所は、別紙２「新型コロナウイルスへの対応に伴う障害福祉サービス等における在宅支援に係る届出書」を支援前に提出してください。また、支援後は支援月の翌月10日までに別紙３「新型コロナウイルスへの対応に伴う障害福祉サービス等在宅支援実施報告書」の提出をお願いします。

※届出書の支援内容項目を追加しているため、既に在宅支援を実施している事業所についても、

お手数ですが９月１月以降、在宅支援を実施される場合は、届出書の再提出をお願いいたします。

（２）在宅支援の内容

① 常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。

（就労移行、就労継続は必須。それ以外は任意。）

② １日２回以上の電話連絡を行い、健康状態・在宅生活の様子・作業等進捗状況の確認

や助言が行われ、日報が作成されていること。（必須）

③ 緊急時の連絡体制を構築。利用者への周知・対応を行うこと。（必須）

④ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や

連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保する。

（就労移行、就労継続は必須。それ以外は任意。）

⑤ 事業所職員による訪問、利用者による通所又は電話等により評価を１週間につき１回は

行うこと。（必須）

⑥原則として月の利用日数のうち１日は事業所に通所し、事業所内において作業・訓練等目標

に対する達成度の評価等を行うこと。また、事業所はその通所のための支援体制を確保するこ

と。ただし、通所によることが困難な場合は、事業所職員による訪問又は電話等により評価等

を行うこととして差し支えない。（必須。就労移行、就労継続以外は訪問又は電話等。）

⑦指定特定相談支援事業所と情報共有を行うほか、利用者の同意のもと個別支援計画に在宅支

援内容を盛り込むこと。（必須）

⑧ 運営規程において、在宅で実施する支援内容を明記することが望ましい。（任意）

（３）障害福祉サービス費の請求について

①請求については、従来どおり国民健康保険団体連合会への請求をしていただきます。

　在宅支援を行った旨が分かるよう、在宅支援実施日の備考欄に「在宅支援」と記載を

お願いします。

②訪問系サービスが在宅で提供されている場合、同一時間帯に通所等サービスの在宅支援

報酬算定はできません。

③グループホーム入居者の場合、グループホームでの日中支援加算Ⅱと重複算定はでき

ないので、事業所間で情報共有をお願いします。

④報酬の支払いに関して提供された支援内容等を確認する必要がある場合は、日報等の

開示を依頼する場合があります。